

10月1日は  
「浄化槽の日」

# 日ごろの点検・清掃を大切に

10月1日は「浄化槽の日」です。浄化槽は、維持管理を怠ったり使い方を誤ったりすると、放流水の水質が悪化し悪臭が発生します。保守点検・清掃・法定検査―3つの義務を守り、浄化槽の適正管理・使用に努めましょう。

## 維持管理をお忘れなく

浄化槽の維持管理を適切に行わないと、悪臭などで周囲に迷惑を掛けるばかりでなく、川や沼の水質悪化を招く原因にもなります。また、浄化槽の機能を最大限に発揮させるためにも、日ごろの維持管理が大切です。

浄化槽を使用している人には、次のことを定期的に行うことが法令で義務付けられています。

- 保守点検：装置の調整や消毒剤の補充など、浄化槽を正常に機能させるための、専門業者による年3回以上の点検
- 清掃：浄化槽の中のごみや汚泥を取り除くための、市の浄化槽清掃許可業者による年1回以上の清掃

○法定検査：正常に機能しているかを確認するための、年1回の県浄化槽検査センターによる検査

## 浄化槽設置費や維持管理費に補助金を交付

### 設置費補助金

設置費用の一部を補助しています(表①)。

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換するときは、18万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えを除く)を、くみ取り便所から合併処理浄化槽へ転換するときは、10万円を上乗せする転換補助金(新築・建て替えを除く)を交付しています。

印旛沼流域に限り、窒素またはリンを除去する高度処理型合併処

理浄化槽の設置費用の一部を補助(表①)しています。

### 維持管理費補助金

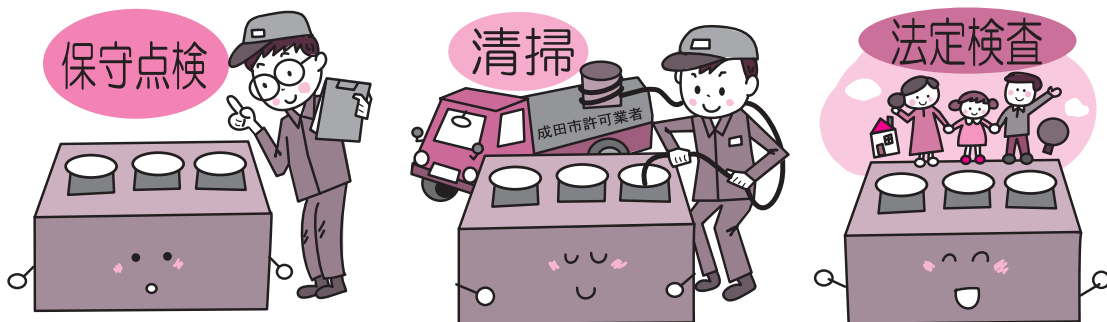
合併処理浄化槽の維持管理(保守点検・清掃)について、年間で掛かった費用の2分の1相当額(表②)を補助しています。

申請の時期は、維持管理(保守点検)に関する契約書に記載された点検期間の終了日の翌日からその年度の3月31日までです。

3月31日が終了日の場合は、翌年度扱いとなり、申請できる期間は、4月1日からその年度の3月31日までとなります。

### ※騒音地域については、維持管理

費および設置費補助金とも特例により、補助金の限度額が異なります。くわしくは環境衛生課(☎20-1-5331)へ。



## 合併処理浄化槽の補助金(限度額)

\*補助金がなくなり次第終了します

人槽区分	①設置費補助金※				②維持管理費補助金	
	通常型合併処理浄化槽		高度処理型浄化槽 (窒素除去型)	高度処理型浄化槽 (窒素・リン除去型)	人槽区分	補助額
	新規 (新築・増築・建て替え)	転換 (単独・くみ取り)				
5人槽	220,000円	332,000円	444,000円	528,000円	5人槽	18,000円
6~7人槽	276,000円	414,000円	486,000円	693,000円	6人槽	21,000円
8~10人槽	364,000円	548,000円	576,000円	963,000円	7人槽	24,000円
11~20人槽	626,000円	939,000円	1,092,000円	—	8人槽	27,000円
21~30人槽	980,000円	1,472,000円	1,860,000円	—	10人槽	33,000円
31~50人槽	1,358,000円	2,037,000円	2,496,000円	—	11~50人槽	33,000円

\*表中の限度額に、単独処理浄化槽から転換するときは18万円、くみ取り便所から転換するときは10万円が上乗せされます(新築・増築・建て替えを除く)